

麻生の浦大橋 2 号橋（一般県道鳥羽阿児線）の通行規制について

一般県道鳥羽阿児線（麻生の浦大橋 2 号橋）について、7 月 1 6 日から通行車両の重量制限を 1 6 t 以上通行止めとします。

現在まで 8 t 以上通行止めとしていましたが、橋梁の損傷の度合いを詳細に調査した結果、重量制限のみ緩和することとしました。

片側交互通行については安全性確保のため、引き続き実施させていただきます。道路利用者の方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

通行規制の概要

（ 1 ）通行規制の区間

一般県道鳥羽阿児線 麻生の浦大橋 2 号橋を含む約 2 5 0 m 区間
（住所：鳥羽市浦村町）

（ 2 ）通行規制の内容

片側交互通行 及び 重量制限 1 6 t 以上通行止め

台風や地震などの状況によっては、通行止めを行う場合があります。
重量規制緩和により、観光バス等の通行が可能となります。
通行規制解除の時期については未定です。

現在、復旧工法の設計を行っており、これが終わり次第、損傷部分の復旧工事を行います。

設計に要する期間と復旧工事実施中は通行規制を行いますが、工事期間が現状では未定です。

設計が進み工事期間や通行規制内容が明らかになった時点で改めてお知らせします。